

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念の一つである「地域社会の生活文化向上に貢献する」に基づき、良き企業市民として社会に貢献するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題であると考えております。当社は、独立役員制度及び監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会により、取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。企業経営の透明性、公正性を高め、株主その他のステークホルダーの皆様のために企業価値の向上を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権の電子行使及び招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の比率が20%となった場合は、その状況を踏まえて、それらの環境作りや招集通知の英訳について検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(3)報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役の報酬については、株主総会が決定する報酬額の限度内において、会社の経営成績及び各取締役の職務の内容と業績の評価を勘案して決定することを方針としております。それらの方針に沿い、代表取締役を含む数名の取締役で検討を行い取締役会で審議しております。今後、報酬決定の手続きについては、必要に応じて任意の委員会等の設置を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いため、当社ウェブサイト内の一部情報以外は、英語での情報開示を行っておりません。今後、海外投資家の比率が20%となった場合は、その状況を踏まえて、英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社の取締役及び経営陣幹部は、経営理念及び経営戦略を理解し、その役割を果たすことで能力を向上させております。それぞれの取締役及び経営陣幹部を最高経営責任者等の候補者として位置づけております。今後、取締役会は、具体的な最高経営責任者等の後継者の計画について適切な監督を行うことを検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの重要な事項に関する検討に当たり、任意の諮問委員会は設置しておりません。それらの重要な事項に関する検討は代表取締役を含む数名の取締役で行い、社外取締役を含む取締役会で審議しております。今後、任意の仕組みの活用については、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は取締役会全体の実効性について自己分析・評価を行い、その結果の概要を当社ウェブサイトで開示しております。今後、必要に応じて、外部機関へ分析・評価の委託を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、中長期的に当社の企業価値向上に資すると認められる場合を除き、原則として、政策保有目的の株式の取得を行わない方針であります。企業価値向上に資すると認められる場合の株式の取得及び保有については、その目的を当社の中長期的な事業戦略上の観点から毎年取締役会で検証を行います。また、保有価値が乏しいと判断した株式は売却します。政策保有株式に係る議決権行使につきましては、当社の企業価値向上に資することを前提として、発行会社の株主価値向上の観点から判断し適切に議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、社内規程により、あらかじめ取締役会での決議を必要としており、その決議には、該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外した上で行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略及び経営計画の開示

当社は、情報開示に当たって、分かりやすい記述や具体的な記述で行い、利用者にとって付加価値の高い記載となるように努めております。社訓、経営理念、長期ビジョン、中期経営計画及び単年度経営計画の概要は、当社ウェブサイトで開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、経営理念の一つである「地域社会の生活文化向上に貢献する」に基づき、良き企業市民として社会に貢献するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題であると考えております。コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。基本方針については、当社ウェブサイトで開示しております。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社の経営理念を理解し、全てのステークホルダーに対して貢献するため、高い視点・広い視野から事業の方向性や戦略を打ち出していける経営陣幹部、取締役及び監査役候補を選任する方針としております。具体的には、知識、複数の部門における業務経験、業績に関する貢献度等を

勘案し、代表取締役を含む数名の取締役で検討を行い、社外取締役を含めた取締役会で審議しております。
(5)個々の選任・指名についての説明
現任の取締役・監査役の指名を行った際の、個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】
当社は、法令及び定款に定める事項の他、経営及び業務執行上の重要な事項を取締役会規程に定め、取締役会の決議事項としております。また、経営陣への委任の範囲については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、取締役等の職務権限と責任範囲を定めており、取締役が効率的に職務執行が行える体制を確保しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、当社が定めた社外取締役の独立性判断基準に基づき、独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は、取締役会において活発な意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、独立社外監査役も4名選任しており、取締役会において有益な意見・質問・発言をしておりますので、独立社外取締役と独立社外監査役合わせて6名で、十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。今後は、必要に応じて、独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】
当社は、社外取締役の独立性の判断基準を策定しており、本報告書及び有価証券報告書へ開示しております。また、当社の独立社外取締役2名は、公認会計士や弁護士等それぞれ専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営戦略等への的確な助言・意見具申や重要な意思決定による経営に対する監督、利益相反の監督等を独立した立場で行っております。
当社の社外取締役の独立性は、下記のいずれにも該当しないことを基準に判断しております。
1、当社の業務執行者である者、もしくはその就任の前10年間に当社の業務執行者であった者、またはそれらの者の配偶者もしくは二親等内の親族である者
2、現在、または過去3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者（個人、企業等の業務執行者に該当する者）
(1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主
(2) 当社の主要な取引先
(3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
(4) 当社から多額の寄付を受けている非営利団体
(5) 当社の法定監査を行う会計監査人
(6) 当社の業務執行者が他の企業等において社外役員についている場合の当該他の企業等の業務執行者
(7) 上記(1)から(6)のいずれかに掲げる者（重要でないものを除く。）の配偶者または二親等以内の親族である者
3、その他独立社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者

【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性及び規模】
当社の取締役会において、当社が定めた戦略課題に対して実質的で有効な議論を行うためには、現行の員数が適正と考えております。取締役会全体のバランスを考慮して、複数部門における業務経験や専門的な知識と経験を有する者で構成しております。特に社外取締役及び社外監査役は専門性の高い知識と経験を有する者であり、健全で持続可能な成長が図れるように配慮しております。また、2名の女性取締役を選任しており多様性にも対応しております。取締役及び監査役の選任に関しては、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、株主総会へ選任議案として付議しております。また、社外取締役及び社外監査役の選任に係るガイドラインを定め、その独立性判断基準は、有価証券報告書及び本報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-2 取締役及び監査役の兼任状況】
当社の社外取締役及び社外監査役は他の会社の役員を兼務しているものもありますが、当社の取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を業務に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役及び常勤監査役は他の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。また、取締役が、あらたに他の上場企業の役員に就任する場合は、取締役会で承認を得ることとしております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役・監査役の就任時に、個別にオリエンテーションを行い、個別に要請があれば、事業所見学及び決算説明会の参加等を受け、業務内容の理解を深める機会を設けております。また、監査法人や日本監査協会主催の研修等に参加する機会を提供しております。継続的には、会社法及び金融商品取引法などに関する情報を必要に応じて、取締役・監査役に提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を行うために、担当部署とIR担当役員を設置しております。株主からの面談形式、当社ウェブサイト及び電話等からの申込みに対して、合理的な範囲内で対話を行っております。機関投資家に対しては年2回、個人投資家に対しては年1回の会社説明会を定期的に開催しており、代表取締役を含む数名の取締役が説明者として参加しております。今後、株主との建設的な対話を促進するため、必要に応じて会社説明会の開催数増加を検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サンローズ	4,751,900	26.19
佐藤利行	2,798,610	15.42
株式会社マルナカ	1,417,600	7.81
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズストックファンド(プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ) 常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行	1,408,300	7.76
ハローズ従業員持株会	811,000	4.47
佐藤太志	755,000	4.16
公益財団法人ハローズ財団	384,000	2.12

小塩登美子	210,400	1.16
佐藤新三	210,000	1.16
佐藤弘和	210,000	1.16

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤井義則	他の会社の出身者								△			
池田千明	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井義則	○	藤井義則氏は過去において、当社と取引関係にある公認会計士藤井義則事務所の公認会計士でありましたが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	公認会計士として培われた専門知識・経験等を活かし、当社の内部統制強化のための意見をいただけるものと考え、選任しております。また、当社と藤井義則氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
池田千明	○	—	弁護士として培われた専門知識・経験等を活かし、当社のコンプライアンス体制強化のための意見をいただけるものと考え、選任しております。また、当社と池田千明氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは定例の監査日に面談するとともに、定期的に情報交換する打合せ会を開催しております。また、会計監査人から決算の監査概要報告書を受領し、監査の概要及び監査結果についての報告を受けております。

監査役と内部監査室は、各々の監査計画に基づき、店舗等の業務監査を行っており、監査実施状況を相互に確認しております。内部監査室と会計監査人は、連携をとりながら効率的な監査を実施しております。さらに、内部監査室、監査役及び会計監査人で、決算の棚卸監査を行うとともに、随時打合せ会を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本均	他の会社の出身者							△						
稲福康邦	他の会社の出身者													
松本卿式	他の会社の出身者													
小林正和	学者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本均	○	岡本均氏は過去において、当社と取引関係にある株式会社トマト銀行の業務執行者でありましたが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識により、社外監査役としての職務を遂行していただけたと考え、選任しております。また、当社と岡本均氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。

稲福康邦	○	—	上場企業での経理部門においての経験が豊富であり、社外監査役としての職務を遂行していただけたと考え、選任しております。また、当社と稲福康邦氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
松本卿式	○	—	大手流通業での経験が豊富であり、専門的知識によって、社外監査役としての職務を遂行していただけたと考え、選任しております。また、当社と松本卿式氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
小林正和	○	—	学識者としての専門知識に加えMBA(神戸大学大学院経営学)及び中小企業診断士としての資格等を有し、社外監査役としての職務を遂行していただけたと考え、選任しております。また、当社と小林正和氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役(社外取締役以外の取締役)へのインセンティブ付与に関する施策として、平成29年2月期より、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。社内取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的とし、社内取締役にに対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとし、平成28年5月26日開催の第58回定時株主総会で決議しております。

なお、社内取締役にに対して割り当てる新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の総数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は400個を上限とする。

3. 新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。
なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

8. その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

社内取締役(社外取締役以外の取締役)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、株主総会が決定する報酬額の限度内において、会社の経営成績及び各取締役の職務の内容と業績の評価を勘案して決定することを方針としております。それらの方針に沿い、代表取締役を含む数名の取締役で検討を行い取締役会で審議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へは取締役会資料の配布を事前に行い各部署からの情報収集に必要な時間を確保しております。また、取締役会の開催に際しては、必要に応じて事前の説明を行うこととしております。社外監査役は内部監査室から内部監査報告書を受領しており、管理本部及び経営企画室と社外取締役及び社外監査役席は同一のオープンフロアーにあり、情報が入りやすい環境になっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行の仕組み

(a)取締役会

当社の取締役会は、取締役11名で構成されており、月1回及び必要に応じて随時開催し、十分な議論を尽くして当社の業務執行を決定しております。なお、当社の取締役は11名以下とする旨を定款で定めております。

(b)経営戦略会議

当社は、取締役会以外に個別経営課題の協議の場として、全取締役、監査役及び主要な本部室次長により構成される経営戦略会議を、原則として週1回開催しております。この会議は、経営及び業務運営に関する重要執行方針を協議し、迅速な経営の意思決定に大いに活かされております。

(c)内部統制委員会

当社は、全社的な危機管理に備えるため、内部統制委員会で定期的にリスクの評価を行っております。また、コンプライアンス委員会、危機管理委員会及びJ-SOX法対応委員会を統括しています。

(d)コンプライアンス委員会

当社におけるコンプライアンスに関する基本的な考え方を定め、コンプライアンス体制の構築・整備を図ることにより、業務の適切性及び経営の健全性を確保し、信用の維持・向上に資することを目的としたコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則月1回開催し、全社的視点に立ち業務全般におけるコンプライアンス状況について審議・評価し、コンプライアンス体制の強化・充実を図っております。

(e)危機管理委員会

当社は、「危機管理規程」を平成17年4月1日に制定して、運用しております。危機管理委員会では、全社的なリスク管理に取り組むとともに、「危機管理規程」の整備、運用状況の確認と使用人に対する研修等を行っています。

(f)J-SOX法対応委員会

当社は、財務報告に係る適正性確保のため、J-SOX法対応委員会を設置し、重要な業務プロセスにおけるリスクコントロールの整備を行っております。

(2)監査、監督について

(a)監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名、監査役3名で構成しており、いずれも社外監査役であります。監査役による監査は、監査計画に基づき、取締役会・経営戦略会議等の重要な会議への出席、取締役からの聴取及び店舗監査等の監査を行っております。監査役会は月1回開催され、監査方針及び監査計画を協議決定しております。

(b)内部監査室

当社は、経営管理組織が有効かつ効率的に運営されているかを監督するために社長直轄の内部監査室を設けております。内部監査室は2名で構成し、監査計画に基づき、店舗及び本部各部署の業務の有効性及び効率性の内部監査を実施して、具体的な業務改善提案を行うとともに、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

(c)会計監査

当社は、有限責任 監査法人と監査契約を締結しており、法定基準のほか、会計上の課題について随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。

(d)その他

当社は、顧問弁護士と顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。そのほか、税務関連業務につきましても外部専門家から必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名、社外監査役4名を選任しております。社外取締役は財務・会計、企業法務に関する専門的な知識と高い見識を有しており、取締役会では客観的な立場で意見を述べ経営強化に有効に機能すると考えています。社外監査役は、各役割分担により監査を行い、月に1回以上の監査役会で意見交換を行うことで、効果的な監査を実施しております。経営の監視機能の客観性及び中立性の確保等が十分に機能する企業統治体制が整っていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第58回定時株主総会招集日 平成28年5月26日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期 随時 実施内容 決算説明、経営戦略、中長期ビジョン等 参加者 一般個人投資家 参加数 50名～400名	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期 4月中旬、10月中旬 実施内容 決算説明、経営戦略、中長期ビジョン等 参加者 アナリスト、機関投資家 参加数 30～50名	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び四半期決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、期末の報告書、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、内部統制システムの整備に関する基本方針	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 経営企画室 IR担当役員 取締役副社長 経営企画室長兼管理本部長 佐藤太志 IR事務連絡責任者 経営企画室 次長 大原崇典	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場尊重のため、経営理念として「地域社会の生活文化向上に貢献する」、「従業員の幸せづくり人づくりをする」、「お取引先様との共存共栄をはかる」、「成長発展のため利益を確保する」を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「食を通じて地域社会へ貢献」というコンセプトのもと、安全・安心な商品をお安く安定的に調達・販売するとともに、地域と環境に配慮した店づくりを行っております。店頭に設置したリサイクルステーションで回収した缶、発泡スチロールトレイ、牛乳パック等に加えて店舗で発生した段ボール等の資源を、自社のエコセンターで再資源化する資源リサイクルのほか、配送車両にエコ車両の導入、レジ袋削減のためのマイバッグ運動、ペットボトルのリサイクルでできた制服の導入などに取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社訓、経営理念、幹部憲章及び店長憲章等の行動指針に基づき、取締役及び使用人が法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守する経営体制を確立します。
- (2) 内部監査部門である内部監査室は、事業全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査等を実施することにより、法令、定款及び社内規程並びに社会規範の遵守を確保します。
- (3) 内部監査室は監査結果を社長に報告するとともに、取締役及び監査役に周知する体制とします。
- (4) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して、取締役及び使用人の職務執行の監査を行います。
- (5) 財務報告に係る適正性確保のため、「J-SOX法対応委員会」を設置し、重要な業務プロセスにおけるリスクコントロールの整備をする体制とします。
- (6) 反社会的勢力との関係を持たず、不当な要求等を一切拒絶し、毅然とした態度で対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録及び議事録、各取締役が「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき決裁した文書等及び取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証と各規程等の改訂、更新を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 種々の損失の危険に際して、リスクの影響度の重要性和発生可能性の頻度に応じたリスクの評価を行い、効率的なリスク管理のもとに、損失の危険を最小限にするように取り組みます。
- (2) 「内部統制委員会」で、全社的な危機管理に備えるため、「危機管理委員会」、「コンプライアンス委員会」及び「J-SOX法対応委員会」を統括する組織とし、定期的に全社的なリスクの評価を実施する体制とします。
- (3) 「危機管理委員会」で、店舗運営上のリスク等を想定し、対応策等を含めた「危機管理規程」を制定するとともに、店舗運営上のリスク管理に取り組みます。また、この「危機管理委員会」は全社的な問題に取り組む組織体制にします。
- (4) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する基本的な考え方を定め、コンプライアンス態勢の構築・整備を図ることにより、業務の適切性及び経営の健全性を確保する体制にします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営理念を機軸とする中期経営方針により策定された中期経営計画と年度毎の経営方針に基づき各部門毎に行方方針書を作成するとともに、従業員及びお取引先様への方針発表会等により、経営目標を周知しております。また、当初目標の進捗状況は、取締役、常勤監査役、執行役員、部長及び地区長等で構成された課題確認会議において、週次での検証を行っております。
- (2) 「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、取締役等の職務権限と責任範囲を定めて、取締役が効率的に職務執行が行える体制を確保しております。
- (3) 経営上の重要事項につきましては、経営戦略会議で協議検討するとともに、「取締役会規程」により定められている決議事項及び付議事項に該当する事項については、取締役会に付議することを遵守するとともに、全役員に議題に関する資料を事前に配布する体制にします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の担当部署を置き、管理することで、子会社の業務の適正を確保する体制としております。
- (2) 子会社の取締役の職務執行含む重要事項については、当社の取締役会へ子会社担当部署より定期的に報告する体制としております。
- (3) 定期的な当社の取締役会への報告を受け協議し、子会社の損失の危険の管理を子会社担当部署が行っております。
- (4) 子会社の業務執行状況等は、適宜、経営戦略会議及び課題確認会議で、子会社の取締役または子会社担当部署より、報告しております。更に、それら会議体で、当社の取締役及び経営陣幹部と子会社の取締役が、情報交換及び関連業務について協議することで、それぞれの業務の効率化に努めております。
- (5) 子会社の一部取締役に当社の取締役及び経営陣幹部が就任し、当社の損失の危険の管理及びコンプライアンス等に関する考え方を共有することで、業務の適正を確保する体制としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役と内部監査室が相互連携を取り、監査役が同行して各々の監査計画に基づき、店舗等の監査を行っております。現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役から補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議の上決定することになります。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合には、当該使用人の人事異動及び人事評価等の決定には、事前に監査役の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役から要請があれば、監査役の職務補助者の配員を検討します。
- (2) 監査役会は、取締役が監査役会の意向に反する人事異動をしたり、独立性を侵害するような指示を職務補助者にした場合に、それらを取り消す権利を有します。
- (3) 監査役の職務補助者の選任・解任・処遇の決定、人事上の評価は、常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (4) 監査役の職務補助者は、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告する責務に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営戦略会議、開発会議、店長会議及び課題確認会議等に出席し、各種の重要な情報を得るとともに、取締役や執行役員等から業務執行状況の報告を受けております。
- (2) 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び重要な法令や定款違反行為を認めた場合は監査役に報告します。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対して、その求めに応じ業務内容を報告します。取締役及び使用人は、これを拒むことは出来ません。

- (2) 監査役への直接の報告が必要であると思われる時は、取締役及び使用人は、直ちに、各監査役に報告をすることができるものとします。
- (3) 内部通報制度の運用及び通報の内容を、担当者は定期的に監査役会に報告します。

11. 監査役に報告をした事を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

- (1) 内部統制に関する活動概要等を、監査役に報告したことを理由に、その取締役及び使用人を不利な取扱いにした場合、不利な取扱いを行った取締役及び使用人は、懲罰の対象となります。
- (2) 取締役及び使用人は、業務内容、業績及び重要書類の内容等を、監査役に報告したことによって、他の取締役及び使用人から不利な取扱いを受けることはありません。

12. 監査役の職務執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮します。
- (2) 監査役が判断して、その業務遂行上必要な社外研修会等の参加費用は、会社が負担します。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長をはじめ、各取締役と定期的に面談し、情報の共有化を図ります。
- (2) 監査役は、会計監査人と定例の監査日に面談するとともに、定期的に情報交換する打合せ会を開催しております。
- (3) 内部監査室は内部監査報告書を監査役に回覧し、報告する体制にしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切の関係を持たず、それら勢力からの不当な要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応するものとします。

2. 基本的な考え方に基づき「行動規範」「行動指針」を定め、社内に周知を図ることとしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

具体的な防衛策はしておりませんが、株主価値の向上を通じて株主様の付託にお応えし、市場からも適正な評価をいただくことが最良の対策と考えております。今後も株主価値向上のための経営に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 自己株式の取得について

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行することを目的に、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 適時開示体制の概要

当社は、投資判断に重要な影響を与える会社情報を、迅速、適時かつ適切に開示することを基本方針としております。

適時開示情報に該当するか否かの判断に疑義がある場合は、東京証券取引所に事前に相談するとともに、財務局、会計監査人、顧問弁護士、証券代行機関及び幹事証券会社等に問い合わせ、結論を出すことにしております。

なお、社内規定として、「内部者取引防止規程」を設けて、内部情報の管理、内部情報の公表及び自社株の売買等について定め、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止することに努めております。

情報開示は、TDnetへの登録と資料投函、必要に応じて記者会見等を行っており、開示した資料は当社のホームページにも公開しております。

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は次のとおりであります

a. 当社に係る決定事実、決算に関する情報について

総務部長が取締役会決議予定の案件等の内容確認を実施して、下図の関連部署に連絡して、「適時開示規則」に基づき開示項目の確認を行い、開示の可否を協議した上で、該当する場合には、情報取扱責任者は取締役会に報告し、取締役会の承認を経て、速やかに開示することにしております。

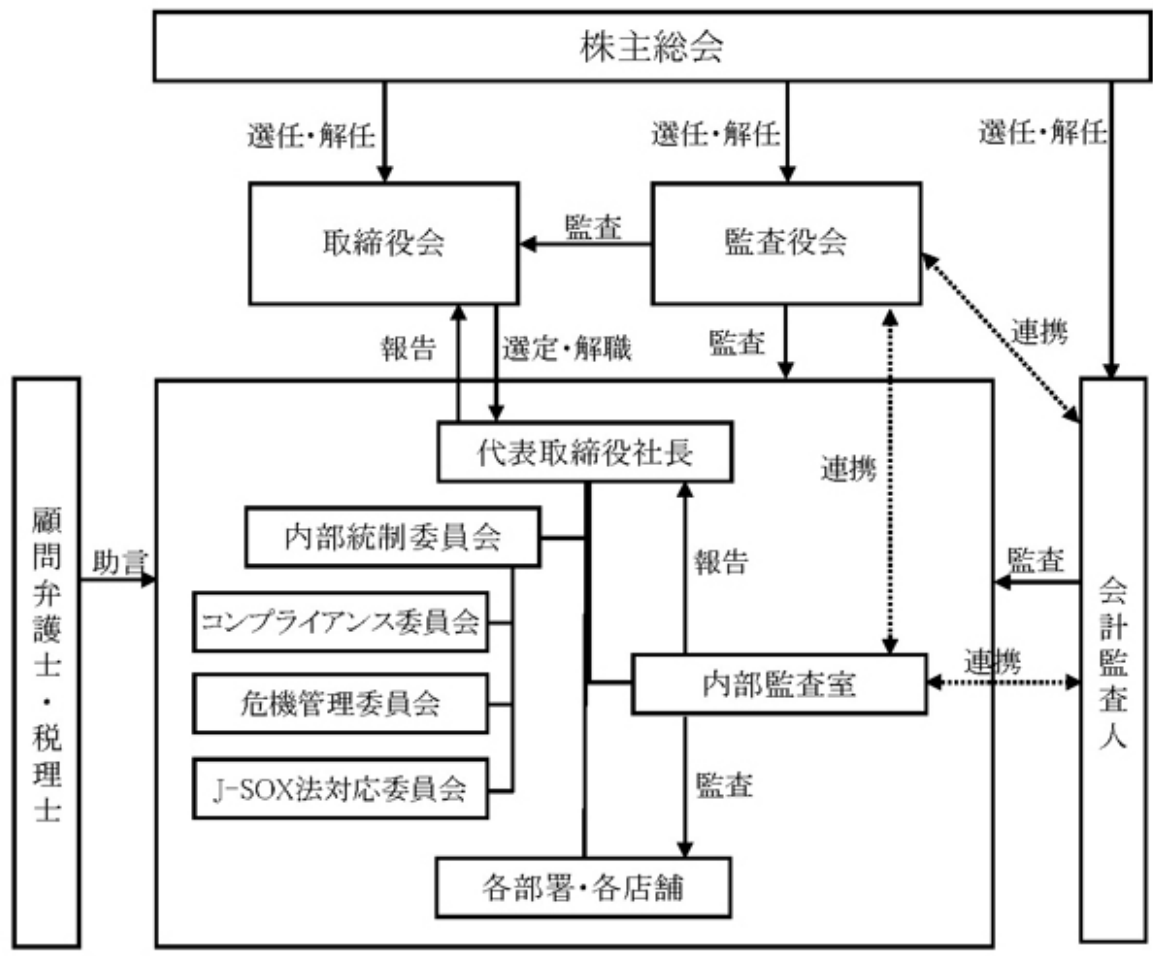
模式図2「当社に係る決定事実、決算に関する情報について」をご参照ください。

b. 当社に係る発生事実等に関する情報について

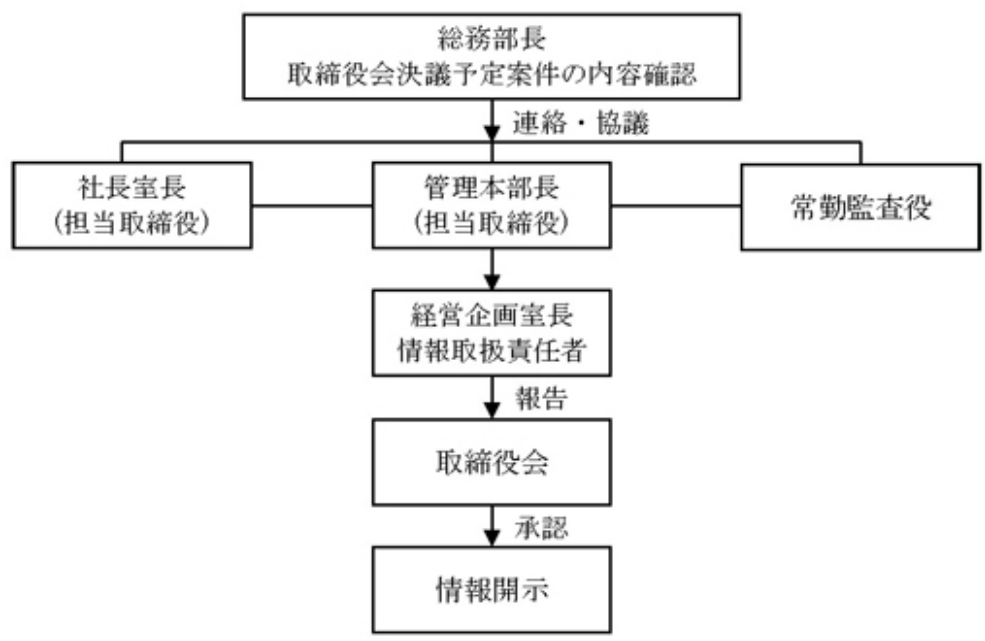
重大な事実の発生の情報を各部署から入手した時点で、総務部長が事実を確認の上、下図の関連部署に連絡して、「適時開示規則」に基づき開示項目の確認を行い、開示の可否を協議した上で、該当する場合には、情報取扱責任者は取締役会に報告し、取締役会の承認を経て速やかに開示することにしております。

模式図3「当社に係る発生事実等に関する情報について」をご参照ください。

模式図1 コーポレートガバナンス体系図



模式図2 「当社に係る決定事実、決算に関する情報について」



模式図 3 「当社に係る発生事実等に関する情報について」

